

**SJAC 規格 注文書**

CD-ROM版をご希望の場合、もしくは、SJAC会員またはJAQGメンバーの方は、本注文書をご利用の上、下記までFAXにてお申込みください。

日本規格協会グループ 出版情報サービスチーム FAX:050-3535-8671 / TEL:050-1742-6256

(ふりがな) 【貴社名】					
※該当される場合は下記に☑をご記入ください。※記入がない場合、定価となります。					
20%引	<input type="checkbox"/> SJAC会員であることを会員一覧( <a href="https://www.sjac.or.jp/members/">https://www.sjac.or.jp/members/</a> )で確認しました。				
	<input type="checkbox"/> JAQGメンバーであることをメンバー一覧( <a href="https://jaqg.sjac.or.jp/members/member.html#kain">https://jaqg.sjac.or.jp/members/member.html#kain</a> )で確認しました。				
【ご住所】(〒 - ) 都・道 府・県					
【ご担当部署名】			【TEL】(日中連絡の取れる番号)		
(ふりがな) 【ご担当者名】			【FAX】		
お支払い方法 請求書を商品に同封・振込 (振込手数料はお客様ご負担にてお願いいたします。)			お支払い期限 請求書記載の日付から60日以内にお振込みください。		
JSA-ID(不明の場合は空欄で結構です)					
規格番号	媒体 ※1		年号 ※2	部数	金額
	<input type="checkbox"/> CD-ROM	➡ <input type="checkbox"/> 「SJAC 規格ライセンスに関する利用規約(20140201)」に同意する			
	<input type="checkbox"/> 冊子				
	<input type="checkbox"/> CD-ROM	➡ <input type="checkbox"/> 「SJAC 規格ライセンスに関する利用規約(20140201)」に同意する			
	<input type="checkbox"/> 冊子				
	<input type="checkbox"/> CD-ROM	➡ <input type="checkbox"/> 「SJAC 規格ライセンスに関する利用規約(20140201)」に同意する			
	<input type="checkbox"/> 冊子				
【通信欄】					

(2023-09)

※1 冊子版、CD-ROM版いずれかをお選びください。電子媒体のSJAC規格は、CD-ROMにてご送付いたします。

SJAC規格のCD-ROM版をお求めの場合は、別紙「SJAC規格ライセンスに関する利用規約(20140201)」をご一読の上、  
「 SJAC規格ライセンスに関する利用規約(20140201)」に同意する」にチェックマークをご記入ください。

※2 SJAC規格は原則、旧・廃止版のお取り扱いをいたしません。最新版をご送付いたします。

※3 商品の返品・交換は、乱丁、落丁がある場合を除き、原則お受けできませんので予めご了承下さい。

※4 送付手数料は、ご注文の部数にかかわらず、1回のご注文につき一律550円(税込)申受けます。

(送付手数料は変更になる場合がございます。時間指定、航空便等の特別なご指定がある場合は、実費の送付手数料をご請求いたします。)

※5 ご記入いただいた個人情報に基づき、日本規格協会グループから各種ご案内を送付させていただく場合がございます。

詳細は個人情報保護方針(<https://www.jsa.or.jp/other/privacy/>)をご覧ください。

※6 規格類は価格が変更される場合がございます。



標準化で、世界をつなげる。  
**JSAGROUP**  
日本規格協会グループ SINCE 1945

出版情報サービスチーム

〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MTビル

TEL 050-1742-6256/FAX 050-3535-8671/Email [csd@jsa.or.jp](mailto:csd@jsa.or.jp)

## SJAC 規格ライセンスに関する利用規約(20140201)

一般財団法人 日本規格協会（以下「JSA」といいます。）で提供しております、一般社団法人 日本航空宇宙工業会(以下「SJAC」といいます。)の SJAC 規格は著作権で保護されており、JSA はこれらの販売に関する権利を保有しています。

SJAC 規格製品を JSA よりライセンスの供与を希望する場合は、本利用規約に同意いただき「SJAC 規格（電子媒体）注文書」\*にてお申し込み下さい。

\*JSA へのお申込み者を以下、「使用者」といいます。

### 1. ライセンスの供与

JSA は、有効期間中、本利用規約の規定に従って、非独占的かつ譲渡不能のライセンスを使用者に供与します。

1) SJAC 規格製品は、著作権で保護され、当該著作権は著作権者に帰属します。

JSA は、CD-ROM に収録されている SJAC 規格製品（以下単に「製品」といいます。）を使用者に提供します。

使用者は、自ら又は第三者をして、製品のいかなる部分であっても、合体、改変、翻訳、修正、翻案、貸与、リース、販売、サブライセンスの供与、譲渡、その他の形態の移転並びに製品に表示されているウォーターマーク、著作権表示等の除去を行ってはなりません。

2) 使用者は、CD-ROM に収録されている SJAC 規格の PDF を 1 台のコンピュータのみで使用することを許諾されるものです。PDF を 2 台以上のコンピュータで共同利用すること、LAN 又はその他のネットワークで利用することは許されません。

3) 使用者は、製品が日本国著作権法及び著作権に関する国際条約によって保護されているものであることを認め、合意するものとします。

4) 使用者は、製品から 1 部に限り印刷することが許されます。製品は電子的な閲覧を目的として制作されているため、使用者が製品から印刷する場合、製品が正確に再現されないことがあります。

5) 使用者は、自己又は自己の従業員が製品の不正な複製、再製、公衆送信等著作権法に違反する行為その他本利用規約に違反する行為を行わないことを保証するとともに、その実行のために最善を尽くすものとします。

6) 使用者は、JSA 又は JSA の指定する代理人若しくは会計士に対して、本利用規約の

規定の遵守を保証するために必要なすべての情報を提供するものとします。また、使用者は、JSA 又は JSA の指定する代理人若しくは会計士が本利用規約に従った使用をしているか調査するために使用者の会社・事業所等建物内に立ち入って製品を使用しているコンピュータを監査することに同意するものとします。

## 2. 有効期間

本利用規約は、「SJAC 規格ライセンス注文書」のお申し込み日より、第 4 項に定める解除の日までの有効とします。

## 3. ライセンス料のお支払い

使用者は、有効期間中におけるライセンス料を JSA からの請求書に基づき、請求書受領後 60 日以内に銀行振込みでお支払いください。振込み手数料は、使用者の負担とします。

## 4. 解除

1) JSA は、使用者が次の一号に該当する場合は、製品の使用許諾を解除することができます。

- ①本規約の規定に違反し、JSA がこれの是正を書面にて使用者に求めた後、30 日を経過しても是正されない場合
- ②支払停止又は支払不能状態に陥った場合
- ③その他 JSA に正当な事由がある場合

2) 使用者は、終了の時点で直ちに製品の使用を中止し、10 日以内に製品を JSA に返却するものとします。この場合、製品返却に要する費用は使用者の負担とします。

3) 使用者の違反に基づく終了の場合、使用者への料金の返還は行いません。

## 5. 責任の制限

1) JSA は、原則として、製品の返品・交換は行わず、製品に乱丁、落丁等物理的又は電磁的な瑕疵がある場合のみ同一製品の良品と交換するものとします。JSA は、製品の内容についていかなる保証も行わず、また、使用者が製品を使用又は保有したことから生じるあらゆる経済的な損害・損失を含め、間接的、付随的、又は結果的損失、損害についての責任を一切負わないものとします。

2) 使用者は、製品を使用又は保有したことから生じるすべての責任を負うものとします。

## 6. 秘密保持

使用者及び JSA は、本利用規約の履行に関連して知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。）を秘密として保持し、有効期間中及び有効期間終了後といえども、これを目的以外に自己利用したり、第三者に開示漏洩してはならないものとします。

## 7. 反社会的勢力等

使用者が以下に該当する場合には、JSA は使用者に対して何ら催告することなく終了することができるものとし、使用者はこれに異議を述べないこととします。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体若しくはその行為者である場合、又は反社会的勢力であった場合
- 2) 自己又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いる等をして妨害した場合、又は妨害するおそれのある行為をした場合
- 3) 自己又は第三者を利用して、自己又はその関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合

## 8. 準拠法及び管轄裁判所

本利用規約は、日本国の民法、著作権法、その他の日本国法律に準拠し解釈されるものとし、本利用規約に関し紛争が生じた場合には、使用者は東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とすることに合意します。

以上